

仕様書に対する質問・回答書

令和6年6月27日

業 務 名	ネットワークプリンタの借入れ
-------	----------------

回答者 岡山県警察本部警務部情報管理課長

問 弊社は契約保証金、入札保証金の免除対象となりますでしょうか。

答 入札保証金と契約保証金の納付については、岡山県財務規則の規定により決定することになり、各保証金の納付が必要となる場合は、別途通知します。

[参考]

岡山県財務規則

第131条（入札保証金の納付）、第133条（入札保証金の減免）

第151条（契約保証金の納付）、第153条（契約保証金の減免）

※各条項は別紙のとおり

問 物件納入後、弊社書式の借受証に納品完了日とご捺印をいただくことは可能でしょうか。

答 貴社書式を確認した上で、判断します。

問 次の条文を追記いただくことは可能でしょうか。

「甲（借主）は、第〇条の規定によりこの契約を解除したときは、乙（貸主）に対する損害賠償として残賃貸借期間の賃貸借料相当額を支払うものとする。」

答 契約の解除については、契約書第3条、19条、20条及び21条で定めているとおりです。その他の契約解除に伴う損害金等に関することは、契約に定めのない事項として、契約書第22条により、発注者と受注者で協議することになります。

問 本件の賃貸借料に固定資産税は含むか。

答 含みます。

別紙

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）

（入札保証金の納付）

第131条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前までにその者の見積もる契約金額の100分の5（インターネットを利用した一般競争入札により普通財産の売払いの契約を締結しようとする場合にあつては、予定価格の100分の10）以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保のうちから契約担当者が定めるものの提供をもつてこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) その他知事が確実と認める担保

（入札保証金の減免）

第133条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、第131条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 当該一般競争入札に付する入札について、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 当該一般競争入札に付する入札について、知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と契約保証の予約をしたとき。
- (3) 第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結してこれらを全て誠実に履行し、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずると知事が認めるとき。

（契約保証金の納付）

第153条 契約を締結しようとするときは、契約者は、契約金額（インターネットを利用した一般競争入札により締結する普通財産の売払いの契約にあつては、予定価格）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 第131条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

（契約保証金の減免）

第155条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき。
- (6) 公有財産を売り払う契約を締結する場合において、支払代金が即納されるとき又は契約者が契約の履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) その他前各号に準ずるものと知事が認めるとき。